明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令（三八五）　二

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部を改正する政令（三八六）　二

〔省　令〕

○高速自動車国道法施行規則の一部を改正する省令（国土交通八〇）　二

〔告　示〕

○外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する日本国政府とトルクメニスタン政府との間の口上書の交換に関する件（外務四〇九）　二

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件（厚生労働四四三）　三

○難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第一項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格の一部を改正する件（同四四四）　三

○児童福祉法施行規則第七条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格の一部を改正する件（同四四五）　四

○計量法第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定の効力を失った件（経済産業二四八）　五

○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一一五一、一一五二）　五

○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二〇六）　六

○海上における射撃訓練等を実施する件（同二〇七～二〇九）　六

○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、全部返還、一部返還、共同使用及び追加提供が決定された件（同二一〇）　七

○道路に関する件（関東地方整備局三八一、三八二）　八

○道路に関する件（中部地方整備局一三六、一三七）　八

〔人事異動〕

法務省　八

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　九

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　一〇

〔資　料〕

平成二十七年九月中国際収支状況（速報）及び平成二十七年度上期中国際収支状況（速報）（財務省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、土地家屋調査士懲戒処分、公示送達関係　二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　三

特殊法人等

林野庁共済組合定款の一部変更関係　三

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令（政令第三八五号）（国土交通省）

1　国土交通大臣が高速自動車国道の新設又は改築に関する整備計画を変更しようとするときに国土開発幹線自動車道建設会議の議を経なければならない事項から、車線数に関する事項で全国的な高速自動車交通網の形成に及ぼす影響が軽微なもの等を除くこととした。（第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三八六号）（厚生労働省）

1　精神医療審査会において審査の案件を取り扱う合議体が議事を開き、議決をするために、一人以上の出席が求められる委員について、所要の改正を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。